

## 藤井寺市 GIGA スクール端末等処分業務

### 1. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）」でも明らかにされている。他方、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

### 2. 業務内容

乙は、甲の義務教育学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法において認定を受けた乙の再資源化事業計画に従い、回収した GIGA スクール端末等を再使用・再資源化する。

GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、8. 処分方法に定める方法で確実に実行し、データ消去完了証明書を発行する。

### 3. 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4. 引渡し対象品

GIGA スクール端末 Lenovo IdeaPad D330

CPU:Celeron N400、Memory:4GB Strage:64GB カメラ付属

GIGA スクール端末の付属品（AC アダプタ・キーボード等）

### 5. 予定数量・引渡し場所等

別紙1に記載の内容による。

### 6. 引渡しの方法

甲および乙は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に教育委員会及び各校と協議の上、実施する。乙は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。

## 7. 処分方法

乙は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- ・ 「小型家電リサイクル法」を遵守し、処分（再使用・再資源化）を実施する。
- ・ GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- ・ 処分（再使用・再資源化）にあたっては、甲が定める教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと、故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は2mmを目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- ・ データ消去完了後は、消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲がデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- ・ GIGA スクール端末を再使用する場合は、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

## 8. 業務完了の確認

乙より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

## 9. 協議事項

甲の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議しその指示に従うこと。

## 10. 留意事項

### (1) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

(2) その他

- ・ 乙は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・ 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- ・ 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。
- ・ 乙は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- ・ 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

令和 年 月 日

甲 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号  
藤井寺市  
藤井寺市長 岡田 一樹

乙

## (別紙1) 予定数量・引渡し場所

| 項番 | 名称        | 住所          | 引渡し端末予定数量<br>(タブレット) | その他                 |
|----|-----------|-------------|----------------------|---------------------|
|    |           |             | WindowsOS            |                     |
| 1  | 藤井寺小学校    | 北岡1丁目2番29号  | 609 台                | □交換済(故障)品のキーボード多数あり |
| 2  | 藤井寺南小学校   | 藤井寺3丁目8番1号  | 507 台                |                     |
| 3  | 藤井寺西小学校   | 藤井寺4丁目1番57号 | 420 台                |                     |
| 4  | 藤井寺北小学校   | 小山3丁目284番1  | 406 台                |                     |
| 5  | 道明寺小学校    | 沢田3丁目6番37号  | 621 台                |                     |
| 6  | 道明寺東小学校   | 国府2丁目5番21号  | 382 台                |                     |
| 7  | 道明寺南小学校   | 道明寺4丁目9番18号 | 337 台                |                     |
| 8  | 藤井寺中学校    | 御舟町2番9号     | 539 台                |                     |
| 9  | 道明寺中学校    | 林6丁目2番21号   | 462 台                |                     |
| 10 | 第三中学校     | 林1丁目2番1号    | 620 台                |                     |
| 11 | 藤井寺市教育委員会 | 岡1丁目1番1号    | 2 台                  |                     |

なお、予定数量と回収後の数量が異なる場合は、乙の拠点で確認できた実数を正として扱うものとする。